平成２１年（フ）第３５４号
高知市桟橋通３丁目26番10号
債務者　早川　正志
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２８号
高知市塚ノ原32番地１
債務者　村田眞理子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４８号
高知県南国市久枝乙433番地の３
債務者　澤田　賀彦
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５１号
高知市十津５丁目２番１号　市住240号
債務者　長谷川満生
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５４号
高知市神田2199番地３
債務者　小草　雅寛
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５６号
高知市高須新木６番43号　ＵＲＢＡＮＢＯＸ505号
債務者　江口　志保
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６１号
高知市入明町６番18号
債務者　沼　　和之
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８７３号
高知市大津甲1177番地１　グリーンサイド湯山202号室
債務者　藤原　利朗
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５４号
大分県別府市光町18番28号
債務者　佐藤志津子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８２号
大分市大字羽屋939番地の１　グランドパレス古国府Ⅱ303
債務者　小笠原和子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４１８号
秋田市牛島西２丁目５番26号
債務者　工藤　直美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２２号
秋田市山王２丁目７番１号　ドミ山王704
債務者　黒澤希里子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９１号
長野市丹波島３丁目829番地
債務者　矢野ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
長野県茅野市ちの315番地３　サンハイツ21―202号室
債務者　髙橋　信治
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７９号
兵庫県南あわじ市福良丙33番地76
債務者　大井　　忠
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８号
山口県岩国市麻里布町３丁目５番28―503号
債務者　川戸　理枝
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１４４号
山口県岩国市山手町２丁目41番16―202号　コーポラス松本
債務者　川西　勝博
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１４５号
山口県岩国市通津3313番地２
債務者　鞍本真由美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所岩国支部